

## 監理団体許可申請の事前受付について【2017.07.10】

監理団体の許可申請は、現在、法施行前の事前受付を行っています。申請書類に不備等がなければ、審査の上、法施行日（11月1日）以降、順次、諾否の結果をお知らせします。なお、申請書類の不備や、実地での事実確認に時間を要するケースでは、必ずしも、法施行日以降の早い時期にお知らせできるとは限りません。早期に許可を得られたいと考えられている場合については、余裕を持った時期の申請をお願いいたします。